

よろず来住者支援事業（専門的・技術的資格取得支援事業）補助金交付要領

第1 通則

よろず来住者支援事業（専門的・技術的資格取得支援事業）については、福井県補助金等交付規則、総合政策部ふるさと県民局地域交流推進課所管補助金等交付要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 目的

この事業は、本県に不足する専門的技術者の誘致に対して支援を行うことにより、移住者の増加を図ることを目的とする。

第3 事業内容

本県に不足する専門的技術者のU・Iターンを促進するため、情報通信など人材が不足する業種の県内企業に就職し、業務に密接に関連する資格取得に向けて研修を受ける者の住居費（県内定着奨励金）および当該企業の研修費（専門技術研修奨励金）を支援する。

（1）事業対象者

補助金の交付を受けることができる者（以下、「事業対象者」という。）は、次に掲げる①から④のすべてを満たす者とする。

- ① 福井県内に主たる事業所を有していること。
- ② 申請時において、県内に住所を有し、県内に移住後1年以上経過していない者（以下、移住者）を雇用し、当該移住者に対して、住居費の一部または全部を支給していること、もしくは、今後支給する予定であること。なお、転勤により移住してきた者は、移住者には含まれない。
- ③ 日本標準分類において情報通信業種に分類される事業者または福井県IT産業団体連合会に加盟する事業者であって、②に定める移住者に対し、別表に定める情報処理技術者試験の資格取得に要する費用（研修費用等）を支援していること
- ④ 暴力団等の反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力との関係を有しないこと。
また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とする。

（2）補助対象経費

- ① 県内定着奨励金
事業対象者が、（1）③に掲げる研修を受けている者（以下、「移住研修者」という）に対して支出した住居費。ただし、移住研修者が自ら居住するために借り受けた住宅（貸間を含む）の家賃を対象とする。
- ② 専門技術研修奨励金
事業対象者が移住研修者に対して支出した研修経費。
なお、研修経費には、研修受講費のほか、学習用教材の購入費や資格試験の受験費用を含むものとする。

(3) 補助額等

県は予算の範囲内において、次のように補助する。

- ① (2) ①に掲げる経費について、事業対象者が支出した額のうち、12か月を限度に、1人につき月額20千円を上限に補助する。
- ② (2) ②に掲げる経費について、事業対象者が支出した額のうち、2分の1以内を、1人につき50千円を上限に1回のみ一括して補助する（年度を跨ぐ場合も1回まで）。

(4) 補助金の返還

次に掲げる①または②のいずれかを満たす場合、事業対象者は補助金の全額を返還する。

- ① 移住研修者が資格試験受験後2年以内に本県外へ転出した場合
ただし、疾病等やむを得ない事情により転出せざるを得ないと知事が認めた場合についてはこの限りでない。
- ② 移住研修者が、申請後2年以内に資格試験を受験しなかった場合
ただし、疾病等やむを得ない事情により受験が不可能であったと知事が認めた場合についてはこの限りでない。

(5) 補助金申請手続

- ① 補助金の交付を受けようとする事業対象者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に添付書類を添えて県に提出するものとする。
- ② 県は、移住研修者および申請書の内容を審査し、第3の(6)に掲げる採択基準に基づき採択の可否を決定して、事業対象者に通知する。

(6) 補助金交付決定の採択基準

県は、事業対象者の決定は次に掲げる基準を総合的に勘案して行う。

- ① 申請者の雇用する移住者が、本県への長期間の定着が見込めること。
- ② 申請者の雇用する移住者が、豊富な知識と経験を有し、資格取得が期待できること。

(7) 実績報告

第3(5)の規定に基づき通知を受けた者は、実績報告書等（様式第2号）を、知事に提出するものとする。

(8) 補助金の額の確定

知事は、第3(7)の実績報告の提出を受けた時は、その内容を審査し、その内容が適正であると認めた時は、速やかに書面により事業対象者に補助金額の確定を行う。

(9) 補助金の請求

第3(8)の規定により、額の確定通知を受けた事業対象者は、補助金交付請求書（様式第3号）を知事に提出するものとする。また、知事は請求書の提出を受けた場合、その内容を審査し、適正な無いようであると認めた時は、速やかに補助金の交付を行う。

第4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 本交付要領に疑義が生じた場合は、その都度県と協議することとする。

附 則

この要領は、平成28年7月11日から施行する。

別表（第3（1）③関係）

補助金の交付の対象となる情報処理技術者試験	基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験
-----------------------	--

様式第 1 号

番 号
平成 年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所
氏名
(法人にあつては名称
および代表者の氏名)

平成 年度 よろず来住者支援事業補助金等交付申請書
(専門的・技術的資格取得支援事業)

平成 年度よろず来住者支援事業について、補助金等の交付を受けたいので、よろず来住者支援事業(専門的・技術的資格取得支援事業)補助金交付要領第3(5)①の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
よろず来住者支援事業(専門的・技術的資格取得支援事業)
- 2 補助事業の目的および内容
- 3 補助事業の完了の予定期日
平成 年 月 日
- 4 交付申請額
円(様式1-2のとおり)
- 5 交付申請額の算出方法
様式1-2のとおり
- 6 補助事業の経費の配分および経費の使用
様式1-2のとおり
- 7 添付書類
 - (1) 様式1-1 移住者名簿
 - (2) 様式1-2 交付対象経費積算書(見込み)
 - (3) 様式1-3 誓約書
 - (4) 移住者の戸籍附表
 - (5) 住宅手当等の給付が確認できる社内規定等の写し
 - (6) 家賃がわかる書類(賃貸契約書類など)
 - (7) 移住者が受講する研修の実施機関や受講料、教材費等の学習に係る経費等がわかるもの(パンフレットの写し等)
 - (8) 納税証明書(全税目)または県税の納税状況の確認に関する同意書
 - (9) 債権・債務者(登録・変更・削除)申請書および預金通帳の写し
(名前、読み仮名、口座番号がわかる部分)

様式 1 - 1

移住者名簿

氏 名 生年月日・年齢	年 月 日生 (歳)	性別	
転居について	(1) 転居の時期 平成 年 月 (2) 以前の居住地 都・道・府・県 市・町・村・区 (3) 転居の形態 単身世帯 ・ 一般世帯 (〇〇と共に転居)		
現 住 所	〒 - TEL		
現在の居住形態	※同居もしくは生計を同じくする家族がある場合記入。		
受験内容	(1) 取得を目指している資格 (2) 資格の受験時期 平成 年 月頃 (3) 資格取得に向けた取り組み (4) (研修を受ける場合) 受講内容 研修名称： 研修機関名： 研修期間：平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

※移住者が2名以上いる場合は様式を適宜コピーすること

様式 1 - 2

交付対象経費積算書（見込み）

（単位：円）

		補助対象経費 ※ 1	県補助額	備考
移住者 (○○○)	県内定着奨励金	円	円	※ 2
	専門技術研修奨励金	円	円	※ 3
	小 計	円	円	
	計	円	円	

↑
補助対象経費

↑
交付申請額

- ※ 1 補助対象経費は、申請年度に、補助事業者が移住者に対し支払う奨励金の全額を指す
 - ※ 2 県内定額奨励金の県補助額は、12か月を限度に、1人につき月額20千円を上限
要領第3（2）①参照
 - ※ 3 専門技術研修奨励金の県補助額は、補助対象期間の中で、補助対象経費の2分の1以内を、1人につき50千円を上限に1回のみ一括して補助
要領第3（2）②参照
- ※移住者が2名以上いる場合は行を追加すること

様式1-3

福井県知事 西川 一誠 様

誓 約 書

私は、よろず来住者支援事業（専門的・技術的資格取得支援事業）補助金交付申請にあたり、本補助金の交付を受けた日から2年以内に、雇用する下記の移住者に、交付要領に定める情報処理技術者試験を受験させることを誓約します。

なお、移住者が、受験後2年以内に福井県外へ転居することとなった場合、もしくは交付申請後2年以内に情報処理技術者試験を受験しなかった場合は、その旨を連絡し、本補助金nの全額を返還します。

平成 年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

⑩

(移住者)

住 所

氏 名

⑩

様式第2号

番
平成 年 月 日 号

福井県知事 様

申請者住所

氏名

印

(法人にあつては名称
および代表者の氏名)

平成 年度 よろず来住者支援事業完了実績報告書

平成 年 月 日付け福井県指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた事業が完了したので、よろず来住者支援事業(専門的・技術的資格取得支援事業)補助金交付要領第3(7)の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

よろず来住者支援事業(専門的・技術的資格取得支援事業)

2 補助金等の交付決定額およびその精算額

交付決定額: 円

精算額: 円

3 補助事業の実施期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

4 補助事業の成果

様式2-2のとおり

7 添付書類

(1) 様式2-1 移住者名簿

(2) 様式2-2 補助金事業報告書

(3) 補助対象経費の支出に係る領収書等の写し(支払が確認できるもの)

(4) 移住者が支払った、受講した研修の受講料、教材費、受験料等を確認できるもの

様式 2 - 1

移住者名簿

氏 名 生年月日・年齢	年 月 日生 (歳)	性別	
転居について	(1) 転居の時期 平成 年 月 (2) 以前の居住地 都・道・府・県 市・町・村・区 (3) 転居の形態 単身世帯 ・ 一般世帯 (〇〇と共に転居)		
現 住 所	〒 — TEL		
現在の居住形態	※同居もしくは生計を同じくする家族がある場合記入。		
受験内容	(1) 取得を目指している資格 (2) 資格の受験時期 平成 年 月頃 (3) 資格取得に向けた取り組み (4) (研修を受けた場合) 受講内容 研修名称： 研修機関名： 研修期間：平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

※移住者が2名以上いる場合は様式を適宜コピーすること

様式 2 - 2

平成 年度よろず来住者支援事業（専門的・技術的資格取得支援事業）補助金事業報告書

(1) 交付対象経費積算書（実績）

(単位：円)

		補助対象経費 ※1	県補助額	備考
移住者 (○○○)	県内定着奨励金	円	円	※2
	専門技術研修奨励金	円	円	※3
	小計	円	円	
	計	円	円	

↑
精算額

※1 補助対象経費は、申請年度に、補助事業者が移住者に対し支払った奨励金の全額を指す

※2 県内定額奨励金の県補助額は、12か月を限度に、1人につき月額20千円を上限
要領第3(2)①参照

※3 専門技術研修奨励金の県補助額は、補助対象期間の中で、補助対象経費の2分の1以内を、1人につき50千円を上限に1回のみ一括して補助
要領第3(2)②参照

※移住者が2名以上いる場合は行を追加すること

(2) 移住者の近況

(資格試験取得に向けた様子、勤務態度 等)

移住者（氏名：○○○）

.

様式第3号

番 号
平成 年 月 日

福井県知事 様

申請者住所

氏名

印

(法人にあつては名称

および代表者の氏名)

平成 年度 よろず来住者支援事業補助金等交付請求書

平成 年 月 日付け福井県指令 第 号で額の確定の通知があつた補助金
円を交付されるようよろず来住者支援事業（専門的・技術的資格取
得支援事業）補助金交付要領第3（9）の規定により請求します。